

## 豊田市労働者派遣契約約款

### (総則)

- 第1条 甲及び乙は、この契約書に基づき、別冊の仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙はこの契約書記載の業務（以下「業務」という。）について甲に対し、乙の雇用する労働者を派遣し、甲の指揮命令に従って業務に従事させ、甲は乙に対し、この労働者派遣の対価として契約金額を支払うものとする。
- 3 甲は、業務に関する指示を乙に対して行うことができる。この場合において、乙は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 乙は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約の終了後又は解除後においても同様とする。
- 5 乙は、業務を処理するに当たり個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- 6 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、解除等は、書面により行わなければならない。
- 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 10 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

### (権利義務の譲渡等)

- 第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

### (乙の履行義務)

- 第3条 乙は、甲に対して、仕様書等に定める要件及び条件のほか、この契約書に定めるところに従い、目的達成に適する労働者の派遣を行わなければならない。また、甲乙協議の上仕様書等が変更されたときは、変更された仕様書等に従って実施しなければならない。

### (個別契約の締結)

- 第4条 甲及び乙は、乙が甲に労働者派遣を行う都度、労働者派遣法、同法施行規則（昭和61年労働省令第20号）等の規定により、派遣労働者の従事する業務内容、就業場所、就業時間その他労働者派遣に必要な細目について、別に契約で定めなければならない。
- 2 乙は、前項の契約（以下「個別契約」という。）に基づく派遣就業の目的達成に適する労働者の派遣を行い、あらかじめ労働者派遣法第35条に規定する事項を甲に通知しなければならない。

### (派遣先責任者)

- 第5条 甲は、労働者派遣法の規定により、自己の雇用する職員の中から派遣就業の場所ごとに所定人数の派遣先責任者を選任し、個別契約で定めなければならない。

- 2 派遣先責任者は、派遣労働者を指揮命令する者に対して個別契約に定める事項を遵守させるほか、適正な派遣就業の確保のための措置を講じなければならない。

### (派遣元責任者)

- 第6条 乙は、労働者派遣法の規定により、自己の雇用する労働者（法人の場合は役員を含む。）の中から事業所ごとに所定人数の派遣元責任者を選任し、個別契約で定めなければならない。

- 2 派遣元責任者は、派遣労働者の適正な就業確保のための措置を講じなければならない。

### (指揮命令者)

- 第7条 甲は、自己の雇用する職員の中から派遣就業の場所ごとに指揮命令者を選任し、個別契約で定めなければならない。

- 2 指揮命令者は、派遣労働者を自ら指揮命令して自己の事業のために使用し、個別契約に定める就業条件を守って業務に従事させなければならない。

### (苦情処理)

第8条 甲及び乙は、派遣労働者からの苦情処理の申出を受ける担当者を選任し、派遣労働者から申出を受けた苦情の処理方法、甲乙間の連携体制等を個別契約で定めなければならない。

(適正な就業の確保)

第9条 乙は、派遣労働者に対し、適正な労務管理を行うとともに、甲の指揮命令等に従って職場の秩序、規律及び守秘義務を守り、適正に業務に従事するよう派遣労働者を教育し、及び指導しなければならない。

2 甲は、当該派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため、セクシャルハラスメントの防止等に配慮するとともに、甲の施設及び設備等で派遣労働者の利用が可能なものについては、便宜の供与に努めるものとする。

3 甲の派遣労働者に対する派遣業務遂行上の指揮命令は、労働者派遣契約に定める甲の指揮命令者が行うものとし、甲は、当該指揮命令者が不在の場合の代行命令者についても、派遣労働者にあらかじめ明示しておくよう努めるものとする。

(労働基準及び安全衛生の確保)

第10条 甲及び乙は、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等の規定を遵守し、派遣労働者の労働基準及び安全衛生の確保に努めるものとする。

(派遣労働者の交替)

第11条 甲は、派遣労働者が就業するに当たり、遵守すべき甲の業務処理方法、服務規律等に従わない場合又は業務処理の能率が著しく低く労働者派遣の目的を達成できない場合は、乙にその事由を明示し、代替要員の派遣を求めることができる。

2 乙は、派遣労働者の傷病、事故、年次有給休暇の取得その他やむを得ない事由により個別契約に定める人数に欠員が生じるおそれがある場合には、直ちに甲にその旨を連絡するとともに、欠員を生じないよう直ちに措置をしなければならない。ただし、甲においてその措置の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(契約変更又は一時中止)

第12条 甲は、必要がある場合には乙と協議して業務の内容を変更し、又は業務を一時中止し、若しくはこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の規定による変更等により乙に損害が生じたときは、甲はその損害を賠償するものとし、賠償額は甲乙協議して定める。

(損害賠償)

第13条 乙は、業務を行うにつき他に損害を与えるおそれがあるときは、自己の費用をもって必要な予防措置を講じなければならない。

2 乙は、天災その他不可抗力によって損害が生じたときは、事実発生後遅滞なくその状況を甲に通知しなければならないものとし、この場合の損害は、乙の負担とする。

3 前項の規定にかかわらず、その損害の原因が乙の善良なる管理者としての注意を怠らず、又は損害の防止に適切な措置をしたと認められるにもかかわらず発生したものであるときは、乙は甲にその損害の一部負担を求めることができるものとし、損害額の算定及び負担割合等は、甲乙協議して定める。

(甲の解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。

(1) 乙の責めに帰する理由により履行期限内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 乙が契約の重要な事項に違反したとき。

(3) 乙が契約履行について不正行為をしたとき。

(4) 乙が契約履行上必要とされる資格の取消し又は停止を受けたとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、乙が既に業務を完了した部分があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分について、既履行部分に対する契約代金相当額を乙に支払うものとする。

3 乙は、第1項の規定により契約を解除されたときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、単価契約をしたものについては、乙は、全部解除にあつては契約金額に予定数量を乗じて得た金額(以下「予定契約総額」という。)の10分の1に相当する額を、一部解除にあつては予定契約総額から契約代金の累計額を控除した金

額の10分の1に相当する額を、違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 5 甲は、契約を解除するときは、契約解除通知書によりその旨を乙に通知しなければならない。

(談合その他不正行為に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第65条又は第67条の規定による審決(独占禁止法第67条第2項の規定による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。)を行い、当該審決が確定したとき(独占禁止法第77条第1項の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
- (4) 乙が、公正取引委員会が乙に独占的状态があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (5) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (6) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合における当該解除に係る違約金の徴収については、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 第14条第2項及び第5項の規定は、第1項の規定による契約の全部又は一部の解除について準用する。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払)

第17条 乙は、この契約に関して、第15条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

(乙の解除権)

第18条 乙は、甲がこの契約について重大な違反をし、その違反により契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 前項の場合において、乙に損害が生じたときは、乙は、甲にその賠償を求めることができる。

(請求金額の支払)

第19条 乙は、甲の指定する請求書により契約金額の支払を請求するものとする。ただし、頭書において別段の定めをした場合においては、この限りでない。

2 甲は、前項の規定により所定の手続に従って適正な請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内(その末日が法令の規定により定められた金融機関の休日にあたる場合は、その日以後最初の金融機関の休日以外の日を当該期間の末日とみなす。)に支払をしなければならない。

3 甲は、前項の支払を遅滞したときは、遅滞日数に応じ未払金額に対し年3.1パーセントの割合で計算した遅延利息を支払うものとする。

(契約終了時の派遣業務の引継、移行支援等)

第20条 乙は、契約の全部若しくは一部を解除した場合又は契約期間が終了した場合は、当該派遣業務を甲が継続して遂行できるよう必要な措置を講ずるとともに、他者に移行する作業を支援するものとする。

2 前項に規定する必要な措置及び支援の具体的な内容については、甲乙協議の上定める。

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

第21条 乙は、契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なもの認められないものをいう。)を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければならない。

2 甲は、乙が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の被害届の提出を怠ったと認められる場合は、豊田市の調達契約からの排除措置を講ずることができる。

(契約外の事項)

第22条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、豊田市契約規則の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。